平成２５年（フ）第２５０号
埼玉県加須市駒場461番地24
債務者　鈴木　史哉
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
埼玉県新座市片山２丁目８番10号
債務者　鎌田るみ子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
埼玉県蕨市中央７丁目34番１号　ホワイトハイツ203号
債務者　佐藤　　充
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
さいたま市桜区桜田３丁目８番14号　桜田コーポ207
債務者　松本　友行
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０７号
埼玉県川口市北園町35番18号　コーポムサシ201号
債務者　石井湧治郎
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地１丁目２番21号　レオパレスアルタＢ202、旧住所埼玉県春日部市備後東３丁目19番40号
債務者　中井　隆之
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
埼玉県越谷市大字恩間138番地　会田ハイツ102号
債務者　阿部美弥子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
埼玉県行田市持田１丁目８番19号
債務者　五十嶺京子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９０号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2031番地１　サングリーン和田山103―101号
債務者　齊藤　愛子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５２号
愛知県豊田市足助町茗荷草24番地９、前住所愛知県豊田市前山町３丁目10番地２　パレス前山407号
債務者　古賀　政富
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
愛知県安城市小川町的場丘18―６　ＡＭＡＬＦＩ103号、住民票上の住所愛知県豊橋市西幸町字幸113番地５
債務者　河合　正浩
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
熊本県菊池郡大津町大字室961番地１　第２博陽ハイツ102号
債務者　白石　隆一
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９号
熊本市北区龍田１丁目22番12号　エクセル２・203、前住所熊本県上益城郡益城町大字安永1395番地１
債務者　松見　宣充
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９３４号
札幌市白石区北郷４条２丁目９番15―201号
債務者　小栗　春美（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４号
札幌市厚別区上野幌１条２丁目５番25号　サウスモダニティＡ101
債務者　瀧本　明美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４６号
札幌市白石区栄通６丁目11番６号
債務者　下家　素子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８０号
札幌市中央区北４条東１丁目３番地１　パシフィックタワー札幌906号
債務者　中村　幸喜
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部